

2010年12月22日

各 位

会 社 名	The Dow Chemical Company
代 表 者 名	会長、社長兼最高経営責任者 アンドリュー・N・リバリス (コード番号 4850 東証市場第一部)
問 合 せ 先	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋 元 勉 (Tel : 03-3511-6113)

### 新株予約権の発行に関するお知らせ

当社は、2003年5月8日開催の年次株主総会で承認された「ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー2003年～2013年従業員株式購入制度」（その後の修正を含む。）（以下「本制度」という。）に基づく2011年度オフERINGにより、当社および一定の当社子会社の適格従業員（以下に定義する。）に対して当社株式を購入する権利（新株予約権）を発行いたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

本制度に基づく募集は、全世界で行われるものであり、本邦内および本邦以外の地域において募集される新株予約権を含みます。下記に記載された数は、当該募集にかかる合計数です。

#### 記

#### 1. 発行の理由

当社および一定の当社子会社の適格従業員に対して当社株式を付与するため。

#### 2. 目的となる株式の種類、内容および数

##### (1) 株式の種類

当社記名式額面普通株式（額面2.50米ドル）

##### (2) 株式の内容

普通株式の株主は、株主の決議を要するすべての事項につき完全な議決権を有し、かかる普通株式は1株につき1議決権を与えられ、会社の配当および財産につき等しく参加権を有するものとする。

##### (3) 株式の数

新株予約権1個につき1株

（全ての新株予約権が行使された場合の総株式数：12,000,000株。

ただし、再編成、株式分割、株式配当もしくは株式併合または当社の合併、統合もしくはその他の資本再構成が行われた場合、かかる株式数に対して適切な調整が行われる。）

（注） 本制度に基づく2011年度オフERINGにより付与される株式数の上限は12,000,000株（本邦内の募集における株式数を含む。）である。全ての新株予約権が行使された場合の総株式数は、2010年12月5日現在の全世界におけ

る適格従業員（以下に定義する。）の全員（全世界で約45,000名（本邦内の適格従業員数を含む。））が本制度に基づく2011年度オフリングに参加し、最大限まで株式を購入したと仮定して算出した数値と、上記上限数とを考慮した数値である。従って、実際の数字は、上記の数字を下回ることが予想される。

「適格従業員」には、一定の例外を除き、2010年12月5日時点で当社および当社が議決権の50%以上を直接または間接的に保有する法人の全世界における正社員が含まれ、また、パートタイム従業員、時間短縮勤務適用者および派遣社員も、勤務スケジュールが当社の給与制度にある標準労働時間の50%以上であり、かつ、前年度の全期間または一部期間中に給与支払いを受けていた場合には参加資格を有する。

### 3. 発行価額

0米ドル（0円）（無償にて発行）

（注） 本書において括弧内の円金額は、1米ドル=84.97円の換算率（株式会社三菱東京UFJ銀行が公表した2011年12月9日現在の対顧客電信売相場）により計算されている。1円未満の金額は、四捨五入されている。

### 4. 発行日

2011年1月24日

### 5. 行使に際して払込みをすべき金額およびその1株当たりの金額（行使価額）

新株予約権1個あたり23.00米ドル（1,954円）

（全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額：276,000,000米ドル（23,451,720,000円）

（本邦内の募集における払込金額総額を含む。）。

ただし、再編成、株式分割、株式配当もしくは株式併合または当社の合併、統合もしくはその他の資本再構成が行われた場合、かかる払込金額に対して適切な調整が行われる。）

月の給料からの天引きまたは一括払いに充てられる米ドル金額に換価する現地通貨の金額を決定する換算率は、直近の換算率に基づいて毎月算定されたものが使われる。

（注） 本金額は、2010年9月10日から同年9月30日までの15取引日における株式の時価平均（ニューヨーク証券取引所の総合取引報告システムで公開される終値の平均値）の85%をベースに定められた額である。実際の払込金額は、(a) 本金額、または (b) 年次オフリング最終払込日（2011年11月14日）における株式の実勢価格（ニューヨーク証券取引所の総合取引報告システムで公開される終値の平均値）のいずれか低い方の価格となる。

また、全ての新株予約権が行使された場合の払込金額総額は、上記「2. 目的となる株式の種類、内容および数、(3) 株式の数」に記載された全ての新株予約権が行使された場合の総株式数（12,000,000株）を基に算出したものである。従って、実際の数字は、上記の数字を下回ることが予想される。

### 6. 行使請求期間

2011年1月24日から2011年11月14日まで

### 7. 行使の条件

本制度に基づく2011年度オフリングへの参加資格を充足し、給料からの天引積立てまたは一括払いを行っており、かつ、本制度への申込みを取消していないこと。

### 8. 消却事由および消却条件

(1) 本制度への申込みを適式に取消した場合

(2) 定年退職、長期就業障害、兵役、死亡または離職を理由として、申込人（またはその遺言執行人等）が過去に天引きされた金額の全額の払戻しを受けることを選択した場合

- (3) 一定の例外を除いて、一括払いを選択していた申込人が株式オファリングの前払開始日前に離職した場合、または
- (4) 一括払いが可能な最後の日で、株式オファリングから脱退できる最終期限である年次オファリング最終払込日の営業終了時までには申込人の給与支払部門が申込金額の一括払いの支払いを受領しなかった場合。

9. 行使によって発行する新株の発行価額中の資本組入額

276,000,000米ドル(23,451,720,000円)

(注1) 資本組入額は、新株予約権の行使により株券を発行する場合の当該株券の発行価格(本制度において「年次オファリング価格」として定義されている。)に基づき、適格従業員全員が最大限まで株式を購入したと仮定して算出した金額である。従って、実際の数字は、上記の数字を下回ることが予想される。

(注2) 新株予約権の行使により取得される株式がすべて新規発行株式による場合の金額である。

10. 行使請求受付場所および払込取扱金融機関

ザ・ダウ・ケミカル・カンパニー

アメリカ合衆国 48674 ミシガン州ミッドランド市 ダウ・センター 2030

11. 譲渡制限に関する事項

新株予約権を譲渡し、移転し、もしくは当該新株予約権上に質権を設定し、もしくは借入の担保として利用してはならない。

以 上